

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：西尾市立白浜保育園	種別：保育所
代表者氏名：杉浦明美	定員（利用人数）：120名（84名）
所在地：愛知県西尾市吉良町白浜新田上七八1	
TEL：0563-32-0242	
ホームページ：	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 昭和30年 4月 1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：西尾市	
職員数	常勤職員：12名
専門職員	(園長) 1名 (調理員) 1名
	(保育士) 17名
施設・設備の概要	(居室数) 7室 (設備等) 乳児室・ほふく室
	保育室・遊戯室・プール
	屋外遊戯場

③理念・基本方針

★理念

一人一人の子どもを尊重し愛情豊かに育み、心身ともに健全に育つための基礎づくりをする。

★基本方針

- ・子どもの主体的な遊びを大切にし、職員の共通理解の下、保育内容の充実に努める。
- ・健康で安全な保育を基本とし、一人一人の個性を大切に笑顔いっぱい愛情豊かな保育をする。
- ・地域の実態を把握し保護者との信頼関係を築き、家庭と協力し合って保育を進める。
- ・白浜小学校との連携や交流を深め、滑らかな小学校への移行を図る。災害対策において協力体制をとる。
- ・津波対策を意識した体力づくりを行い、裸足や戸外活動を中心に楽しみながら体力・脚力の増進に努める。

④施設・事業所の特徴的な取組

○災害・備災対策

- ・年間6回の地震・津波訓練を行い、振り返りをし、「本当にこれで大丈夫？」をモットーに職員で話し合い、見直しや確認をその都度行い、どの職員も意識を高く持っている。
- ・H29年度は、吉良高校の防災教育の会議に参加し一緒に災害について考えたり、市役所の危機管理課の職員を招き、最新情報や避難方法等を職員間で共通理解したり等、学びを深めている。
- ・地元の災害ボランティアである赤馬の会の方の話を保護者と共に聞く機会を設け、保護者の方の意識向上に繋げている。また、今年度の親子遠足では、親子で災害時の避難経路を歩き、周知に努めた。
- ・園児分の防災頭巾や全職員用のヘルメットを用意し、災害に備えている。(早朝保育時や長時間保育時、土曜保育時にもいつでも使えるように工夫してある)
- ・自分の足で避難場所である正法寺山や吉良温泉まで歩ける様、日々の保育の中で体力・脚力増進を考慮した遊びを取り入れ、保育を工夫している。

○地域とのつながりの強さ

- ・近隣の白浜小学校・吉良高校と連携をとり、合同で避難訓練や引き渡し訓練の実施をしている。
- ・白浜地区市民運動会に参加している。(4・5歳)
- ・白浜地区のコミュニティー事業として助成を受け、父母の会と協力して行事を年2回開催している。(七夕祖父母会・親子お楽しみ会)
- ・吉良高祭に招待をうけて見学に行っている。
- ・近くにある高齢者グループホームせんねん村と交流を図っている。

○地域貢献

- ・吉良中学生職場体験や吉良高校生活科・普通科の実習を受け入れている。(年間7回)
- ・充実した一時保育事業を行っている。

○職員の連携

- ・明るく前向きな職員が多いため園の雰囲気がよく、自由に意見が言える関係ができており、職員間の協力体制がある。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年 7月 3日(契約日) ~ 令和 元年 6月18日(評価結果確定日) 【平成31年 1月22日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	1回 (平成26年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆保育の質の向上に向けた取組み

外部研修や園内研修のほか、他の保育園の見学や実地研修を取り入れて知識や技術だけではなく人間性も含めOJTやOFF-JTを組み合わせ、職員の質的向上に取り組んでいる。職員の意向を聞き取り、職員それぞれに合った研修に参加できるように配慮している。新任職員は、市の職員としての前期・後期の研修のほか、新人保育士巡回指導も受けることができる。研修参加は、自己のみならず「園児や職員への貢献」と捉え、職員一人ひとりの育成に取り組んでいる。

◆地域交流

地域のコミュニティとの連携による地域交流をはじめ、ボランティアや近隣の高齢者施設との交流、小学校から大学までの職業体験や実習の受け入れ、合同で行う災害避難訓練の連携など、年齢に関わらず地域の人々と交流できるように取り組んでいる。地域交流を通して地域の様々な年齢層の人たちと接点を持ち、子どもはかけがえのない社会性を身につけて行く。

◆災害への取組

海拔1メートルの沿岸部に近い立地条件のため、地震・津波対策を意識した子どもの体力作りを指導計画に取り入れて実践し、災害時の対応体制が全職員に周知されている。近隣の白浜小学校と合同緊急時保護者引渡し訓練や合同津波避難訓練を実施し、吉良高等学校防災教育の会議には園長が参加している。高校生と子どもが手をつないでの避難訓練や、危機管理課の職員から最新情報を入手して避難方法を全職員で検討している。保護者の意識向上への取り組みとして、親子遠足で津波避難経路を体験したり、落下防止措置、防災頭巾・ヘルメット・食料や備品の備蓄整備に努めている。防災計画の整備や、自治体・行政と連携しながら積極的に災害時における安全確保の対策を講じている。

◇改善を求められる点

◆事業計画の策定

中・長期計画は3年後・5年後の「園のあるべき姿」を目標としてその目標を到達点とした活動計画とし、その目標を達成するための継続的な単年度の事業計画を策定していくことが望まれる。

◆マニュアルの活用と見直し

標準的な実施方法を文書化し、ファイルにまとめて職員室や各保育室に設置している。職員はいつでも閲覧でき活用できる状態にあるが、研修や勉強会、個別の指導等により職員が十分に理解することも必要となる。PDCAサイクルを意識して標準的な実施方法の見直しを行っているが、標準的な実施方法にそぐわない保育が提供されている場合の対応方法について定めることや、職員や保護者からの意見や提案等が反映されるような仕組みを定めて見直しを行い、定期的・適宜見直したマニュアル類に最新の日付を付けることが望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審するにあたり、全職員で自己評価について一つひとつ具体的に検討することにより、共通理解や職員間の連携を一層深めることができました。また、保育サービスについてもその意味、意義について学ぶ場となりました。自分自身の保育、園全体の保育環境について多くの気づきがあり、見直しを進めることができ、職員の自信や意識改革に繋がったと思います。今後は評価結果を基に、社会情勢にも高い関心を持ち、更なる保育の充実を考え、保育園運営ができるよう努力していきます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
西尾市の保育理念を基に園独自で保育方針・保育目標を策定し、職員意見も参考に定期的に見直しを行っている。理念・方針・目標は職員室や各クラスのほか玄関や屋外の掲示板にも掲示し、職員や保護者、周辺地域への周知も行っており、特に保護者への周知・理解が進んでいる。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
西尾市の園長会に市の担当者も参加し、市の保育事業の取り組みや運営状況等について情報交換・収集を行っている。園独自では地域の人口動向や一時保育の利用者、子育て支援事業利用者などのニーズや期待の声を収集している。地域特性や収集した各種情報から分析したニーズや期待を基に、園運営に活かそうとしている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
立地環境における防災や施設管理、園運営にかかる人材確保や人材育成などの経営課題を明確にし、所管部署の子ども課と共有し、関連機関との連携や人材確保に取り組んでいる。園内の職員体制については、正職員・非常勤職員の協力を得て賄っている。把握・認識している経営課題については「課題管理表」等を作成し、事業計画にも反映させて継続的に課題解決に取り組んでいくことが望まれる。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
中・長期計画は現状を認識し作成されているが、毎年作成する様式となっている。中・長期計画は3年・5年後の「あるべき姿」を想定し、各年度ごとの活動を計画することが大切である。中・長期計画では、利害関係者(園児、保護者、未就園児、未就園児保護者、職員、地域住民、行政など)のニーズや期待を基に、現状を認識のうえ策定することが望まれる。			

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
中・長期計画を基に単年度の事業計画が策定されているが、活動評価の基準となる数値目標や到達点が明確となっていない。単年度の事業計画は、中・長期計画を達成するための単年度毎の活動計画であり、活動評価を行い次年度へつなげる計画としていくことが必要となる。園運営にかかる活動では数値目標を設定することが難しいため、到達点を想定して設定しておくことが望まれる。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保 6	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
事業計画は、園長・主査に正職員も参加し、前年の計画を参照して策定し、年度末には計画並びに活動結果の評価も行われている。しかし、その改善事項や対応事項が次年度の事業計画に反映されていない。年度末の職員会議等を利用して、職員を含め事業計画の評価を行い、次年度の事業計画策定に反映していくことが望まれる。			
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
事業計画は、入園説明会や父母会、園庭開放など、保護者や関係者が参加する園内イベントの際に行事内容に絡ませて説明をしている。また、園外向けの掲示版に掲示するとともにリーフレットの配付など、園外への周知にも努めている。事業計画には保護者参加事業も計画されており、保護者の周知・理解も得られている。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園長は「保育の質の向上」には、知識や保育技術のほかにも道徳的な人間性も必要と認識し、人材育成に取り組んでいる。年間の教育・研修計画を基に、園外・園内研修のほか、他園の見学や実地訓練を取り入れOJTやOFF-JTを行っている。西尾市での取り組みである「成果評価シート」を利用し、職員が自己評価、園長・主査が2次評価をして「保育の質の向上」に努めている。			
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
今回の第三者評価での自己評価により、取り組むべき課題や気づきが明確となり、改善対応も明文化されて職員間でも共有されている。明文化された改善対応策は、単年度の事業計画にも反映させ、計画的に活動して進捗管理をするとともに、活動結果の評価を加え、継続的な改善活動に繋げていくことが望まれる。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
西尾市で定められている「職員のあり方」に、園長・主査・保育士・調理師等の役割、責任並びに権限が明記され、職員全員に配付されている。年度初めの職員会議で読み合わせを行い、職員への周知を図っている。園長・主査不在時の代理体制や有事での権限移譲も明文化され、職員に周知されている。			
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
園運営に関する遵守すべき法令・指針・ガイドラインは、「関連法令リスト」により特定されている。法改正に対しては、子ども課からの案内や園長会等で情報収集も行っている。法令等は、遵守するだけでなく改訂事項については必要に応じて各マニュアル・手順書に反映することも必要となる。遵守チェックやマニュアル・手順書等の改訂要否も含め、対応を検討しておくことが望まれる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
月案・週案、個別指導計画等は定期的に評価・分析し、担当職員に合わせたアドバイスや相談により保育の質の向上に取り組んでいる。また、必要と思われる教育・研修への参加機会を確保し、職員の知識や技術向上に努めている。園内研修は、前年度の園内研修を振り返り、職員の意見や要望を考慮して計画を立てている。			
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
職員室内はフリーアドレスとし、職員は自由に席決めて業務を遂行することができるように工夫している。職場アンケートや市の「品質改善版」を利用し、職員の協力も得ながら業務量や業務分担の見直しを行っている。また、不作の続いた施設内の畑の日当たり方向を変えて豊作とするなど、施設環境の改善にも積極的に取り組んでいる。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
正規職員の定期採用では、園の要望を踏まえ市が人員の募集から確保をしている。非常勤職員の場合は、縁故を辿り人員確保に努めている。近年では園内にも求人募集のポスターを掲示し、潜在保育士や保育補助など、無資格者の人員確保にも取り組んでいる。定期・不定期に係わらず、年間計画に基づいて子ども課へ要請するなど、有資格者を含め必要な福祉人材の確保に努めることが望まれる。			
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	保 15	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
「期待する職員像」を明確にし、市の人事基準に基づいた人事評価制度が職員に周知されている。人事評価は「取組姿勢評価」と「成果評価」で、自己評価と上司評価により行われている。「成果評価」では年間の個人目標を策定し評価しているが、評価結果が次年度の目標設定に繋がっていない。評価結果が次年度に反映できるような工夫が望まれる。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
時間外労働時間は予定時間・実績時間を管理し、適正な業務が遂行されるように管理している。有給休暇も申請通りに取得できるように配慮し、人員調整して働きやすい職場環境づくりに努めている。今年度は、職員意見の聞き取りも行い、業務負荷の偏りをなくすため業務量や業務分担の見直しを行っている。職員間のコミュニケーションを大切に、話しやすく相談しやすい職場環境づくりに取り組んでいる。			
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
今年度から、受講した研修を個人別に記録し、育成に向けた研修履歴を残すようにしている。「成果評価シート」を利用して年間目標を設定し、年3回の面談で途中経過や結果評価をフィードバックしていくことで職員の育成に努めている。園独自で取り組んでいる自己評価でも、気づきや課題を挙げ、達成に向けた活動を職員と一緒に検討し取り組んでいる。			
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
西尾市の「年間研修計画」に基づいて研修が行われている。自主参加の研修については、開催案内を回覧して参加を促したり、職員からの参加希望を聞き取りしたりして参加を奨励している。保育に必要な知識や技術、資格を把握し、園の年間研修計画に反映させて実施していくことが望まれる。			
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
職員の意向を聞き取り、職員それぞれに合った研修に参加できるように配慮している。新任職員は、市の職員としての前期・後期の研修のほか、新人保育士巡回指導も受けることができる。担当年齢・経験年数によった研修も行われ、知識・技術向上の機会を確保するように努めている。研修参加は、自己のみならず「園児や職員への貢献」と捉え、職員一人ひとりの育成に取り組んでいる。			
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
実習生受け入れについてのマニュアルを整備し、受け入れから指導・評価までの手順を明文化している。実習計画としてプログラムを作成し、実習生と指導する職員との共通理解の下に実習を進めている。実習後は振り返りを行い、実習評価をしている。マニュアルには受け入れの意義や目的が明確となっていないため、「保育人材の育成」、「指導職員の育成」、「人材の確保」など、受け入れ目的をマニュアルに明記することが望まれる。			

II-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
西尾市のホームページやリーフレット等で保育理念、保育方針、保育の内容、事業計画等を公表している。クレーム・苦情受付は主査が受付窓口、園長が対応責任者として対応する体制を取り、適宜、対応内容等を園便りや掲示板等を利用して公表している。今後は、リーフレット等の配布場所を地区のコミュニティーセンター等も含め拡大してする予定であり、情報公開する基準や手順、内容なども精査していくことが望まれる。			

II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	① ・ ② ・ ③
評価機関のコメント			
市の「予算執行マニュアル」に従って適正な会計処理を行っている。毎月の少額備品の購買については、職務分掌に従って主査が要望書を起案し、園長が承認して購入している。施設設備保全については、園長が要望書を起案して子ども課に提出し、子ども課が複数見積りを取って業者を選定している。			

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	① ・ ② ・ ③
評価機関のコメント			
地域のコミュニティと連携を取り、保護者や祖父母も参加できる行事を行ったり、地区運動会に参加もしている。近隣の高齢者施設との交流や地域ボランティアの受け入れ、高校・大学からの実習生受け入れや小・中学校の職場体験受け入れなど、世代に関係なく子どもが地域住民と交流できる機会が多くある。今後は、職員も地域との交流が深まるように地域ボランティアとして活動していく予定である。			
II-4-(1)-②	ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	① ・ ② ・ ③
評価機関のコメント			
「ボランティア受入マニュアル」に従って地域ボランティアや職場体験等の受け入れを行っている。ボランティア受け入れに際しては、事前に職員会議等で周知して注意事項等の確認を行っている。受け入れ目的は主に「保育補助」であるが、その他にも地域の昔話の読み聞かせや園庭管理など、幅広いボランティアの活用が考えられる。園内掲示なども利用し、保護者への周知や周辺地域からの受け入れなども検討していくことが望まれる。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	① ・ ② ・ ③
評価機関のコメント			
「業務マニュアル」に行政・関係機関・団体など、園に関連する社会資源の一覧表を組み入れ、必要に応じて連携ができるような体制としている。防災については津波を想定し、高校・小学校と連携した避難訓練も実施している。虐待が疑われた際には、子ども課を通じて児童相談所が迅速に対応するなど、早期の適切な対応がなされている。確認状況や連絡等も記録し、アフターフォローもできる体制となっている。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	① ・ ② ・ ③
評価機関のコメント			
未就園児親子を対象とした子育て支援や園庭開放により、保護者が集える場の提供をしている。参加した保護者に対しては、育児相談なども受け付けている。災害時の保育所が有する資源である職員の活用により、保護者の業務復帰支援などが今後の検討課題となっている。また、AEDの設置を周辺住民に周知し、講習の際に住民参加も促すなどの取り組みが望まれる。			
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	① ・ ② ・ ③
評価機関のコメント			
一時保育の申し込みや問い合わせ、「きらきらサークル」の利用者からの聞き取りなどにより、地域の福祉ニーズの把握に努めている。職員は、地元の海岸や河川清掃、お祭りのボランティアに参加して地域貢献に努めている。聞き取ったニーズや要望・期待を分析し、実施可能な事項から事業計画に反映させ、継続した活動としていくことが望まれる。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	㉖ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもを尊重した保育の基本姿勢を理念や基本方針、保育目標に明示し、職員室・各保育室・掲示板等に掲示している。「全体的な計画」やリーフレット、「重要事項説明書」等に記載し、アンケートでは100%の保護者が理念や方針について説明があったと回答している。朝礼で理念・方針・目標を唱和し、子どもが互いを尊重する心を育てる取り組みや、性差への固定的な対応をしない配慮が「指導計画」に記されている。			
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ㉗ ・ c
評価機関のコメント			
「プライバシー保護マニュアル」、「虐待対応マニュアル」等が整備され、写真掲載については保護者からの同意を得ている。身体測定やプールの着替え時にはカーテンで目隠しをし、男女別の着替えやドアの無いトイレの使用時には時間差等をつけ、子どものプライバシーを守っている。プライバシー保護についてのマニュアル読み合わせを研修の記録に残すことや、不適切な事案が発生した場合の対応方法等を明示することが望まれる。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	㉘ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保育園選択に必要な情報は西尾市のホームページに公開され、園のリーフレットが市の子ども課や保健センターに設置されている。見学希望者には園長がリーフレットを基に説明し、主査が園内を案内しながら丁寧な説明をしている。園庭開放利用者にもリーフレットが自由に手に取れるよう設置されている。リーフレットは年に1度見直しを行い、今年度は全園児集合の写真を表紙にし、園の取り組みを文字と写真で分かりやすく紹介している。			
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	㉙ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
入園・進級時には「重要事項説明書」や「年間行事予定表」等を基に園長が説明を行い、保護者の同意を得ている。リーフレットの「保育園の案内図」に「津波時に避難します」として、園から避難する正法寺の山を分かりやすく示すことや、防災についての資料を保護者に配布し、海岸に近い園として、津波への対策を意識した取り組みの説明を丁寧に行っている。			
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ㉚ ・ c
評価機関のコメント			
市内転園に関して申し送りの手順と引継ぎ文書を定め、転園先に資料を送付して保育の継続性に配慮している。市外転園についても同様の配慮が望まれる。退園の保護者には相談窓口や園庭開放、一時保育についての資料を渡している。それらを引継ぎ文書に明記することや、口頭で伝えている転園児の様子を記録に残されたい。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	㉛ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもの満足の把握は、月案会議や朝礼時に情報交換を行っている。参加できない職員には、「会議録」や「朝礼ノート」を回覧して周知を図っている。保護者満足は、年3回の保護者アンケートや保育参加、保育参観、座談会、個別の聴取等で把握している。職員会議で検討した結果や保育の改善に向けた取り組みを、「今、お返事できること」としてアンケート結果等を保護者に配布している。園の連絡体制や対応について、保護者の評価は高い。			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
苦情解決の体制が整備され、「重要事項説明書」やリーフレットに記載されている。掲示や意見箱の設置を保護者に知らせているが、苦情の受け付けはない。苦情に至る前の相談・要望・意見等は4件あり、解決までの取り組みが記録に残されている。検討内容や対応策については保護者に返している。日々のコミュニケーションの中で保護者からの相談や要望等が出やすい環境ではあるが、意見箱の周知や設置場所等の工夫もされたい。			
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
苦情や相談窓口を明確にした「重要事項説明書」やリーフレット、「園だより」を保護者に配布し、説明を行っている。面談を希望した時には、落ち着いて相談できる部屋が用意され、相談相手の保護者が重複した時には職員室でもカーテンを閉めて対応できるよう環境が整えられている。保護者アンケートでは送迎時等、担任以外の職員も日常的に相談しやすいと好評である。			
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保護者からの苦情や要望、意見解決のための「意見対応マニュアル」が整備されている。「連絡ノート」や懇談会、日々のコミュニケーションの中での相談は職員会議で検討・改善し、対応したことが「育児相談月報」に記録されている。記録は全職員が周知できるよう回覧し、プールでの髪飾り使用、アルポースの置き場所等については、「園だより」や「クラスだより」で保護者に知らせている。毎年度末には、マニュアルの見直しを行っている。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
リスクマネジメント体制を構築し、事故発生時の対応や安全確保等、職員に周知している。設備や遊具、園庭等は「環境整備計画」の点検留意事項を基に毎日安全点検を行い、地盤沈下や雨降り後の園庭の穴の点検は必須項目となっている。「ヒヤリマップ」が、保育室等や職員室に掲示してある。他園の自己疾病報告についても検討し、安全対策を行っている。不審者侵入時の対応マニュアルや「不審者対応訓練実施計画」を基に訓練が実施されている。			
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「感染症対応マニュアル」や「感染症予防マニュアル」が整備され、職員はいつでも確認できる。感染症が発生した場合は正門の感染症ボードにクラス、人数、病状等を記載し、保護者に知らせている。各クラスには「嘔吐処理の仕方」の掲示や処理セットを設置し、すぐに対応できる状態にある。健康観察で子どもの体調を把握し、いつもと違う時には「チェック表」に記載して朝礼で報告を行い、長時間担当者も含めて職員への周知を図っている。			
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
海拔1メートルと津波災害の心配される地域にあり、基本方針にも「津波対策を意識した体力作りを掲げている。「避難計画」や「避難場所」、「自衛消防訓練年間計画」、「避難訓練年間指導計画」等で災害時の対応体制が決められている。避難訓練では長時間保育時も計画され、土曜保育利用者用の防災頭巾やヘルメット、防災リュックも整備されている。地震・津波避難訓練は年6回、小学校・高校との合同訓練を1回ずつ実施し、協力体制を整えている。			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
標準的な実施方法が文書化され、「西尾市幼保共通カリキュラム」、「保育園指導計画」のファイルにまとめられ、職員室や保育室に設置されている。職員はいつでも閲覧でき、活用できるが、研修や個別の指導等により職員に周知することも必要となる。指導計画は「全体的な計画」や「年間指導計画」、「月週指導計画」がつながりを持っている。標準的な実施方法にそぐわない保育が提供されている場合の対応方法についても定めておくことが望まれる。			

	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
指導計画については毎月の月週案会議で検証・見直しを行い、「年間指導計画」は期ごとの見直しを予定している。その他のマニュアルについては年度末に見直しを行っている。PDCAサイクルを意識して見直しを行っているが、職員や保護者からの意見や提案が反映されるような仕組みや、定期見直しや適宜見直し、改訂したマニュアル等には、最新の日付を付けることが望まれる。			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
アセスメントは市が定めた統一の様式に保護者が記入したものを基に面接をし、入園後に担任が再確認を行っている。アセスメントから計画の策定、保育の実施、評価・見直しのプロセスが適切に行われ、障害のある子どもやアレルギー児の保護者には、関係するポップ教室や家庭児童支援課等と連携し、個別の指導計画を策定している。3歳児以上の個別の計画は、「月週案指導計画」の裏面を利用し記載されている。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
指導計画の見直しは、月1回の幼児クラスの月案会議、乳児クラスの個別の指導計画会議で行っている。見直しの時期や参加者、保護者の意向と同意を得るための手順等、仕組みを定めて実施されたい。指導計画の見直しの結果、標準的実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズに対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質に関わる課題を明確にして記録に残し、PDCAサイクルを継続して取り組むことが望まれる。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもに関する情報は、朝礼や職員会議、月週案会議等で共有し、出席できない職員には回覧等で情報の共有化を図っている。子どもの生活状況や発達状況は市で統一した様式で記録され、記録内容や書き方に差異が生じないように記入例を基に指導を行っている。子ども一人ひとりの保育の実施状況は「保育の記録」に記載し、個別の指導計画と共に書庫に保管され、職員間で共有化されている。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「保育園個人情報保護マニュアル」、「情報セキュリティマニュアル」により個人情報保護に対する基本姿勢や情報開示について職員に周知し、「報道機関写真等掲載の承諾について」、「個人情報使用同意書」や「重要事項説明書」で年度当初に、保護者に説明を行っている。使用した写真はその都度カメラから取り出し、使用したUSBメモリーは子ども課に提出している。子どもの記録の保管・保存・廃棄等は規程に従って適切に管理されている。			

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育課程の編成			
A① A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「全体的な計画」は、西尾市立保育園の理念や基本方針に基づき、自園の特徴や努力目標等が保育方針や保育目標に掲げられている。地域や子どもの実態、人権尊重、個人情報保護、苦情処理・解決、食育、子育て支援、安全対策、災害への備え、健康支援、小学校との連携、研修計画等も含め、子どもの心身の発達や家庭・地域の実態に応じて編成されている。年度末に評価・見直しを行い、次年度の編成に活かしている。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 養護と教育			
A② A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
乳児室の廊下や保育室が広く、遊びと食事の場所を分けて生活でき、床暖房や畳暖房は清潔でくつろげ、心地よく過ごすことのできる環境にある。冬には温水に切り替え、丁寧な手洗い等がされている。室内の安全・清潔については「衛生管理マニュアル」を基に管理点検を毎日行い、トイレは年齢に合わせて便器の形・大きさ、手すり、扉等を変え、バリアフリーの配慮もされている。園庭は全ての子どもと一緒に遊んでも余裕のある広さである。			
A③ A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもの発達過程や家庭環境等、子どもの状態を把握した記録を基に、クラスの指導計画や個別の指導計画を作成している。指導計画には子どもを受容するための援助内容が記載されており、子ども一人ひとりに合わせた保育や援助がきめ細かく行われている。朝礼や月案会議、職員会議等の情報交換等で子どもについて職員が共通理解し、園全体で子どもに関わることで、子どもが安心して自分の気持ちを表現でき、安定した園での生活につながっている。			
A④ A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保 49	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもが自分でやろうとする気持ちが持てるような言葉掛けや、写真・文字・絵等、視覚的な表示も活用して子どもに分かりやすく、やりやすい方法等を示し、基本的な生活習慣が身につくよう援助している。清潔で明るく排泄しやすいトイレ、お湯の出る手洗い、生活と遊びの空間を確保できる広い保育室、畳暖房、床暖房等の環境等、子どもの主体性を尊重し、自分でできた達成感が味わえる保育につながっている。			
A⑤ A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園内研究として「人と繋がることが楽しくなる環境構成～自分から遊びたくなる環境構成を探る～」をテーマに、発達に応じて子どもが主体的・自発的に活動できる環境・保育の取り組みを行っている。広い園庭での異年齢交流、園の周りの自然、小・中・高校生との交流、高齢者施設「せんねん村」との地域交流等、身近な自然や豊かな人との関わりの場や機会が設けられている。空き部屋を利用し、様々な表現活動が自由に体験できる「ワクワクコーナー」もある。			
養護と教育			
A⑥ A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
0歳児は、明るく広い室内、畳暖房、床暖房、お湯の出る手洗い等の環境が用意され、ゆったりと子どもに関わる職員、安心して職員と手作りおもちゃを楽しむ子ども等、愛情豊かな関わりで愛着関係が形成されている。「連絡ノート」や送迎時の会話から、一人ひとりの生活リズムを大切に子どもに関わり、発達に合わせたきめ細かい配慮が「個別指導計画」にも記されている。保護者からの相談内容等は相談記録に記載し、職員間の情報共有を図っている。			
A⑦ A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
1・2歳児は同室で保育を受けている。子どもの健康状態や保育の様子、「連絡ノート」の情報等、「引継ぎ簿」を利用して情報共有を行い、複数担任や担当保育士が替わった場合の連携に配慮している。戸外では幼児と遊びの時間差を設け、ボールで区切る等、安全に探索活動ができるよう工夫している。長時間保育の子どもが殆どで、職員以外の大人や幼児との関わりが図られ、食事や衣服の着脱等、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して関わっている。			

A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	①・b・c
評価機関のコメント			
職員が全ての子どもを把握して共通に関わることで、子どもが集団の中で興味や関心のある遊びに取り組み、自己を十分に発揮して友達と遊びを楽しみ、一つのことをやり遂げる育ちにつながっている。3歳児は自分の好きな遊びを楽しみ、4歳児はコマ道場でのコマ回しを楽しみ、5歳児はドッジボール、マフラー作り、郵便ごっこ等の活動を楽しんでいる。保護者には、「園だより」や「クラスだより」で活動の様子を写真やコメントで知らせている。			
障害のある子どもの保育			
A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	①・b・c
評価機関のコメント			
障害のある子どもは加配性で統合保育を行っている。担任と話し合っって加配保育士が個別の指導計画を作成し、クラスの指導計画と関連づけている。ひじ掛けのある滑りにくい座面の椅子を使用し、集団での活動は部分参加をする等の工夫をしている。保護者との連携では、個別面談を行い、巡回相談、保健会での相談等で、相談や助言を受ける体制が整えられている。園長・主査・担任がカンファレンスに出席し、職員に報告を行っている。			
長時間にわたる時間			
A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	①・b・c
評価機関のコメント			
長時間保育士が年間を通して担当し、長時間保育の指導計画を作成している。同じ職員が担当することで、長時間保育での子どもの様子が把握しやすく、保護者との対応にも活かされている。子どもの様子は、「長時間引き継ぎ簿」を基に口頭でも伝え合い、情報共有を図っている。「引き継ぎ簿」に記入した内容を誰が保護者に伝えるかのマニュアルがあり、けがや持ち物等、年齢ごとに細かく連携が図られ、長時間保育のおやつの写真も掲示されている。			
小学校との連携			
A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	a・②・c
評価機関のコメント			
近隣の白浜小学校とは合同避難訓練や引渡し訓練、行事への参加等で交流している。子どもが小学校の運動会に参加して交流を行い、小学校の教諭が来園して子どもの様子を見たり、情報交換や意見交換をして連携を図っている。保護者が小学校以降の子どもの生活に見通しが持てる機会を設けることについては、「年間指導計画」に沿った具体的な実践や、クラス懇談、面談、「クラスだより」等で積極的に発信していくことが望まれる。			
A-1-(3) 健康管理			
A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	①・b・c
評価機関のコメント			
「健康管理マニュアル」があり、「保健衛生年間指導計画」を作成している。朝の観察を行い、気になる子どもの様子は「朝礼ノート」や「けが・事故の記録」、「体調がいつもより不調な子どものチェック表」に記載し、朝礼や職員会議で報告と情報共有を行っている。子どもの体調やけがは保護者に伝え、「処置記録簿」、「けが・事故の記録」に記載している。「保健だより」で感染症や健康について月1回発信し、SIDS(乳幼児突然死症候群)のチェック表もある。			
A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	a・②・c
評価機関のコメント			
内科健診は年2回、歯科健診は年1回実施され、結果は「おたより帳」で保護者に知らせている。しかし、受診結果に対する家庭での対応を確認したり、園での取り組みを伝える等、「保健衛生年間指導計画」に記載されている家庭啓発に活かしていくことが望まれる。歯磨き指導、フッ化物洗口、歯磨きカレンダー、体力作り等の取り組みを行い、心身の健康に関心が持てるよう学ぶ機会を設けている。			
A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	a・②・c
評価機関のコメント			
「食物アレルギー児対応マニュアル」が整備され、医師の指示書を基に毎月面談を行い、アレルギー会議で情報共有を図っている。アレルギー食チェックは保護者・園長か主査・養護の職員が行い、「アレルギーチェック表」を保護者・担任・調理室で管理して毎食チェックをしている。トレー・食器・箸などの色を変え、食事をする席、名前の表示等、誤食の無いよう配慮している。緊急時の対応方法や体制を講じておくことが望まれる。			

A-1-(4) 食育、食の安全			
A ¹⁵ A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「食育計画」の3歳未満児・幼児用を作成し、計画通りに進めている。市の栄養士が献立を作成し、給食センターで調理した食材を担当が一人ひとりに合わせた量で配膳し、残さず食べたことの達成感を味わえるようにしている。園の調理員は必要に応じて食材を細かく切る等、食の進み具合に配慮している。保護者には、献立表とコメントを付けた写真によるサンプル表示、食育チャレンジ表、栄養教室、食の本紹介、食に関する相談等に対応している。			
A ¹⁶ A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
給食センターからの配食であるが、発達に応じて食材の大きさを調整している。調理員は子どもと一緒に食事をして、提供する食事の改善や、給食会議では毎月、嗜好調査や残食量を給食センターに伝え、献立や調理に活かしている。収穫したナス、ゴーヤ、さつまいも等を食べることや、「あいちを食べる日」として抹茶、鶏肉、てんちゃを使った献立や行事食を取り入れている。調理室は子どもが見やすいガラス面で、衛生管理が適切に実施されている。			
A-2 子育て支援			
			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A ¹⁷ A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
3歳未満児は「連絡ノート」で家庭と情報交換を行っているが、幼児クラスも含めて送迎時等に直接会話をするのも大切にしていく。情報交換の内容は「育児月報」に記録し、職員間で情報共有や内容に応じて指導計画に反映させていく。保育の意図や保育内容について、保育参加、保育参観、「園だより」、「クラスだより」、各種行事、座談会、懇談会等の機会を捉え、保護者が理解しやすい方法で伝えていく。			
A-2-(2) 保護者等の支援			
A ¹⁸ A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
送迎時等、保護者とのコミュニケーションが取れるよう全職員が意識して声かけを行い、保護者アンケートでも会話や相談がしやすいと好評である。長時間保育で担任と会えない保護者には、長時間保育士が直接話をして信頼関係を確保している。育児相談は手順書により助言を受けられる体制が整えられ、記録した相談内容は職員間で共有されている。			
A ¹⁹ A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
昨年度2件の虐待を疑われる子どもの記録があり、子ども課や家庭児童支援課等と連携して適切な対応を取っている。登園時に子どもの健康チェックや保護者との会話等を行い、普段と違う様子がある場合には、朝礼や日々の保育の中で情報を共有し、全職員で見守る体制が整えられている。課題として、虐待を発見した場合の対応マニュアルや「子どもを守るための連携について」等のマニュアルを活用した園内研修が望まれる。			
A-3 保育の質の向上			
			第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A ²⁰ A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
保育実践の振り返りは月案や個別指導計画の評価・反省、保育の記録、会議等で行い、改善したことを次の指導計画につなげ、保育の質の向上を図っている。自己評価を踏まえた「目標達成シート」に記入後、会議で話し合っ、改善につなげることや、「自己評価チェックシート」を用いて話し合いを行っている。それを発展させ、園全体の課題の確認、環境構成や援助の適切性の検証等、園全体の保育の質の向上を目指されたい。			